

Title	米切手 (中)
Sub Title	
Author	幸田, 成友
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.2 (1918. 2) ,p.223(67)- 232(76)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180200-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

りと云はざるを得ず、就中主觀的相異に對しては從來何等の規定之れなきは吾人の甚だ遺憾とする所なりしが今回の改正案亦全然此點を等閑に附し去りたるは吾人の失望禁ずる能はざる所なり。

米 切 手 (中)

幸 田 成 友

寶曆十一年十二月の觸書は空米切手の發行を嚴禁し、又明和四年閏九月の觸書は寶曆令發布當時に現存せる空米切手の整理を命じたれば、爾後空米切手は一切市場に其の影を絶つべき筈なり。然るに未だ數年ならざるに^{○明和八年正月}大阪町奉行は幕命により三郷町中に令し、近年諸家藏米渡方延滞の聞ありて、米切手に關する訴訟屢起れり。かくては切手米の取引不確實となり、商人は其の賣買を危み、遂に正米直段に影響を及すに至るべし。謂はれなく藏藏にて渡方を延滞せば停止の空米に相當するを以て、違犯の輩は嚴重に處分すべしといへり。理由なき藏米渡方の延滞は其の藏藏に正米を存せざること、換言すれば空米切手の發行せられたること明らかなり。

かくて幕府は安永二年(一七七三)六月に至り、官銀を以て藏出延滞の米切手を買入れ、市場の不安を一掃して金銀の融通を圓滑ならしめんとせり。即ち來る七月朔日以後の入替にかかる切手にして、藏出を澁滞する藏屋敷あらば、町奉行所に出訴すべし。然る時は右切手は公儀にて之を買上げ、代銀は公儀より之を切手主に下付して損失無からしめ、而して切手面の米高は町奉行所より藏屋敷に沙汰して上納せしめ、尙澁滞せば藏屋敷役人は勿論本國役人を町奉行所に召喚し、吟味の上重科に處し、且米納方をも嚴命すべし。切手主に於ても藏屋敷役人と熟談せずして、狼に出訴すべからず、又本令以前の切手出入は出訴に及ぶとも、官銀を以て入替を爲さずと定めたり。但し、藏藏にて銀子調達の爲に、藏元又は立入町人印形の利付證文を添へ、引當として銀主に交付する所謂調達切手は、出米切手と形式同じくして、訴訟の際區別に甚だ困難なりしかば、安永九年五月、調達切手の分は銀子返濟澁滞せば、銀高の多少によらず、六十日限皆濟を命じ、尙濟まざれば國許より引當の米を積取りて銀主に渡さしむべく、其の上渡方に不埒あらば、出米切手に準じ、官銀を以て入替ふべしとせり。

幕府が本法を制定してより、天明二年(一七八三)八月其の廢止に至るまでに、幕府が切手と引換に藏屋敷より取立てたる正米をば、幕府は如何に處分せしか、これ吾人の最も知らんと欲する所なれども、不幸にして全く材料を缺けり。本法を定むるに當り、公儀御益等に付御銀入替に相成候儀と心得違仕間敷候とは、幕府の明言せる所なれば、幕府は最初より切手買上を以て利益を收めんとするにあらず、否一步を進めて言へば、寧ろ多少の損失ありとも、曖昧なる切手を市場より驅逐せんと欲したるものなるを想像し得るなり。幕府が買入れたる切手米高及び其の買上、賣下金高等は、今之を知るを得ずと雖も、切手米高の多ければ多き程、又買上賣下金高の鞘の大なれば大なる程、幕府の損失は多大なりしなり。

安永年間の米價は概して下直にして、肥後米一石が銀六拾目を抜きしは、五年の冬より翌六年春夏の頃までにて、其外は五拾目臺又は四拾目臺なり。安永元年二月江戸目黒行人坂の大火あり、明暦以來の大火とて、江戸は言ふに及ばず、京・大阪とも米價一時に騰貴せりといふも、堂島市場立物中國米にて、三月八日帳合五拾貳匁四五分位、引直り四月五日四拾九匁三分と再び底入となり、同八年九月には薩州櫻

島噴火の天變ありしに拘らず、十月八日の仕舞相場は肥後米四十四匁三分、筑前米三十八匁二分、中國米三十五匁五分、廣島米四十一匁四分なりき。されば幕府が藏出延滞の米切手買入法を定めたるは、翌三年二月江戸淺草藏米札差、河岸八町米間屋・同仲買・地廻米間屋中の希望者に合計金二萬八千六百兩を貸與して米を買はしめたると同じく、之によりて米價の引上を計り、諸家の困難を救濟せんとしたるにあるべしと雖も、米價連年下直にして遂に其の效無かりしといふべし。

空米切手の發行は町人をして貸付を疑懼せしめ、貸付の手控は空米切手の發行を促し、兩者循環して藏屋敷・町人双方の困難となれり。吳服所後藤縫殿助幕府に出願し、同人大阪表拜領屋敷龜山町に會所を建て、藏屋敷及び銀主間の紛議調停の事務に従事せんとせり。縫殿助の仕法を見るに、切手出入は既に出訴に及べるものと、然らざるものとを問はず、貸方又は借方より縫殿助に依頼あらば、同人より双方に示談を遂げ、在來の貸付方・利足等を子細に調査したる後、銀高に應じ、年賦返済の法を立て、双方得心の上、右の證文に加印等を希望せば、同人加印すべし。さすれば當年の收納米の中より年賦高の切手を銀主に引渡し、殘石を引當として更に銀

子を調達することを得て、双方の便宜たるべしといふにあり。

天明二年八月、幕府縫殿助の請を容れて同人に米切手改兼帶役を命じ、自今切手米に關する紛議は勝手次第縫殿助に依頼すべし。然る上は同人の取扱を以て落着を告げたる年賦米は、同人に案内なく賣却すべからず、船中にて同斷たるべし。従つて安永二年の米切手買入法を廢止すと諸家に達し、同時に之を大阪町人に告げ、縫殿助の手を経て米切手出入落着したる時は、手数料として銀高壹貫目につき壹匁を支拂ふべしとし、又同人の取扱によりて決定したる年賦米をば、他の町人の買取るを嚴禁せり。

本令によれば、米切手出入の調停を縫殿助に依頼するとせざるとは、銀主及び藏屋敷の隨意なりしかば、既に出訴に及べる分にして、尙依頼せざるもの少からざりき。然るに町奉行所は双方を召し、其の心得違なるを諭し、貸主は之より縫殿助に依頼するに至りしが、藏屋敷に於ては毫も貪着する所なく、本年の廻米を賣却せりかくては年賦米に充つべきものの皆無に至る虞ありしかば、縫殿助より目下紛議中なる仙臺・肥前・島原・杵築・岡・小城・甲州・平戸・明石・椎谷・矢島・小田原十二藏の拂米停止

を町奉行所に訴出でたり。是に於て町奉行は右十二藏の藏役人に縫殿助と懇談すべき旨を諭し、示談成るまでは十二藏の拂米を買請くべからずと堂島市場に申渡したり。而して此の際十二藏若しくは他の藏藏より、本年の廻米中より年賦米を控除することは、財政上極めて困難なる旨を歎願したりと推定するなり。そは是歲十二月に至り、縫殿助取扱済の引當米切手にして何年米と記し、同人の加印あるものは、翌年米の切手にても正米切手同様に通用すべく、右加印なきものは空米切手同様と心得べしとの觸書あるを以てなり。空米切手より生ずる紛議を除かんとして、却つて一種の空米切手の發行を公認せるものといふべし。

縫殿助の切手出入調停は隨意的なりしが爲、最初より故障ありて實行抄抄しからず、曖昧なる切手の市場に存するもの依然たりしかば、天明三年十月幕府は斷然其の仕法を一變して強制的とし、翌月晦日大阪町奉行は之を三郷に布告すると共に、更に細則を定めて曰く、(一)安永二年の觸書以後發行の切手は都て縫殿助に届出づべし。其の中紛議調停未済の分は、此の際縫殿助より藏屋敷及び銀主に對談して相應の年賦返済とし、日を限りて諾否の返答を要求し、若し右日限中に示談調は

ずんば、縫殿助より町奉行所に届出で、町奉行所にて審理の上、正米切手に相違なければ、藏出を命じ、借銀引當の切手ならば、借銀證文に捺印せる町人共に返済を命じ、時宜によりては藏役人に返済を命ずべし。(二)安永二年の觸書以後に發布せられたる切手は、正米切手にせよ、引當米切手にせよ、悉く縫殿助の加印を請くべし。加印無き切手は賣買するを許さず、又之を以て出訴に及ぶとも受理せざるべし。(三)縫殿助の加印は本日より三日を経て開始す。之を請ふ者は印料として一石につき銀一分を上納すべし。以上諸件は京都・大津も大阪表に準ずべしと。而して同日米方年行司を召し、諸家廻米入津の節は、年行司の中一人づつ出張して俵敷を改め、又拂米の札日・買名前・直段・石數並びに毎日の拂米高・出米高を縫殿助に届出づべし。尤も諸家拂米は町奉行所に届出の上、掛札を出し、入札を行ふべき筈なれば、其の旨相心得べしと達したり。

堂島濱方にては本令に接し、十二月朔日、同日に涉り、衆議を凝らし、先づ藏屋敷の内意を探りしに、故障を唱ふるもの少からず、中には若し當方の切手に縫殿助の加印あらば、斷じて藏出を許さずと強硬に主張するもあり。結局藏藏より江戸及

び本國の指揮を得るまで、本令の實施を延期せられんことを請ひしに、其の許可なく、急便を以て指揮を仰ぐべしとの命ありき。此の談判の間、相場は正米・帳合米とも中止○十二月三日より十二月五日までとなり、藏藏の出来は延滞し、拂米は停止せられ、市場の動搖一方ならざりしかば、十二日に至り臨時仕法を定め、藏役人は拂米切手の番附・石高・員數・賣拂の月日・買主の名前等を其の都度町奉行所に届出づべく、又從來賣出せる切手を以て藏出を請ふ時は遅滞なく正米を交付し、其の分も前書同様届出づべし。但し、國元より返事到着次第、以後の拂米は勿論、臨時仕法中の切手並びに從來賣出せる切手も、皆加印を請くべしとし、米方年行司は仲買より受くる日日の出来の届書を集め、之に總石高及び有米高の總計を添へて町奉行所に差出すこととせり。之によりて翌十三日は休日なるに拘らず立會あり、肥後米八拾九匁前米八拾三匁貳三分の相場を出せり。

今回の仕法に對し、諸家より故障を提出すること再三に及べり。其の主とする所は、廻米拂方の遷延を來すにありといふも、之が詳細を知る能はず。翌四年十一月、三たび米切手改仕法を改正するに及び、米切手に縫殿助の加印すること、廻米入

津の際米方年行司の臨檢すること、及び拂米掛札入札等を其の都度藏屋敷より届出づることを廢止したるより推せば、是等の三ヶ條は藏藏の尤も迷惑を感せし所なると共に、拂米方遅延の原因として彼等が反覆力説せし所なるべし。

天明四年の米切手改仕法は下の如し。曰く(三)諸家拂米を落札し、代銀を納入して切手を受領せば、買主は其の翌日を以て落札月日・石高・買主名前・代銀・切手の員數・番附等に至るまで明細書を作りて米方年行司に差出し、年行司は更に縫殿助に致すべし。然る時は縫殿助は届書の事項を自己の帳面に記入し、右帳面と届書とに押切印を施して之を買主に返付し、且規定の印料を徴すべし。萬一右切手米につき故障起らば、縫殿助方の控帳面と對照し、届出濟の切手に相違なくば、訴訟を受理して沙汰に及ぶべく、若し縫殿助に届出せず、同人押切印の書狀も無く、控帳面にも記入無くば、假令出訴に及ぶとも受理せざるべし。印料は前に一石につき銀一分と定めたりしが、本文の如く爲すに於ては、濱方にて臨時の入用もあるべきにより、三厘を増し、一石につき一分三厘を買主より徴し、其の三厘を米仲買に與ふべし。(三)安永二年以後の調達切手を所有する者は、貸借年月・石高・銀額・切手番附等を委細

に記して縫殿助方に届出づべし。然る上は縫殿助方にて帳面に記入し、帳面と届書とに押切印を加へ、届書は之を返付し、且規定の印料を徴すべく、右押切印の書状無くば出訴に及ぶとも受理せざるべし。其の他は前年十月令の如く、縫殿助の調停不調の旨、同人より町奉行所に届出あらば、調達切手の分は速に印形の町人に返濟を命じ、尙返濟に及ばずんば、其の藏屋敷に濟方を命ずべしと。而して之と同時に廻着米高及び拂米掛札入札等は往時の如く一ヶ月限り町奉行所に届出づべしと藏屋敷に達し、又米仲買が規定の印料を見込み、下直に入札するならんとは諸家の憂慮する所なれば、かかる舉動あらしむべからずと、米方年行司に注意を加へたり。

是より縫殿助の米切手改仕法は繼續すること僅かに二年、天明六年十一月に至り、幕府は「差障の筋有之」といへる極めて簡單なる理由の下に、同人の米切手改兼帶役を免じ、大阪にては翌年正月右の旨を三郷町中に令したり。

カント國家及法律哲學と論理形式主義經濟學 (其三)

福田 徳 三

(七)

カントが『道德形而上學』と名くるものは、一方に於ては『自然形而上學』に對し他方に於ては『道德物理學』に對するものとす。

『自然形而上學』も『道德形而上學』も共に純粹先天的に妥當なる理性法則の體系なり、唯だ前者は自然界に就ての體系にして後者は自由界に就ての體系なるを以て異なる點とす。次に等しく道德を論ずる學問の中、『道德物理學』は道德の起源、意義及作用と經驗的に與へられたる人間の生活に於ける客觀的道德とに關する理論にして、『道德形而上學』は之と異りて、經驗的、生活的、寸毫も顧慮する所なく、純粹先天的に妥當なる形式を討究する一體系なり。純粹悟性法則が經驗の特殊的内容に對しては絶對的に無關係にして、一切の可能なる經驗に對して先天的に妥當なるが